

第2回配布資料一覧

〔司法制度改革推進本部
ADR検討会(第2回)配付資料より〕

我が国のADR機関の概要(※1)

[未定稿]
平成14年3月現在

	区分	担当官庁等	設立	対象事案	紛争処理方法	手続主宰者	受理件数(※2)	平均審理期間	情報提供	財政基盤	手数料
民事調停	司法型(民事調停法)	裁判所	昭和26年(民事調停法制定、施行)	民事に関する紛争(民事一般、商事、宅地建物、交通、公害、農事、鉱害、特定)	調停(なお、地代等の増減請求に関する事件は調停前置)	調停委員会(裁判官と2名以上の調停委員。事案に応じて専門家調停委員を指定)	317,986件(うち簡裁315,577件)	2.4ヶ月(約8割が3ヶ月以内に終了)	事件数等を年報で公表	政府予算、手数料収入	有料(価額に応じた申立手数料)
家事調停	司法型(家事審判法)	裁判所	昭和23年(家事審判法施行)	家事に関する紛争(夫婦や親族間の紛争)	調停(家事調停事項については、調停前置)	調停委員会(裁判官と2名以上の調停委員。事案に応じて専門家調停委員を指定)	114,822件	4.7ヶ月	事件数等を年報で公表	政府予算、手数料収入	有料(900円)
国民生活センター・相談部	行政型	内閣府	昭和45年	一般消費者からの消費生活に関わる苦情、問合せ、要望等	斡旋、自主交渉の助言、情報提供等	消費生活専門相談員の資格を持つ非常勤職員、職員	相談:8,137件(うち苦情:5,279件)	斡旋:約2ヶ月 斡旋以外:1日	HP、月刊誌に典型事例を公表	政府予算(国民生活センターの運営予算に含まれる)	無料
国民生活センター・消費者苦情処理専門委員会	行政型	内閣府	平成7年	国民生活センターに寄せられた一般消費者からの	会長に対する助言及びそれに附帯する業務	委員(15名以内)、委員長、委員長代理の他、事案	なし(難解な事例当について年間10数件助言を	N. A.	公表が原則	政府予算(国民生活センターの運営予算に含まれ	無料

我が国のADR機関の概要(※1)

				消費者問題に関する苦情のうち、国民生活センター会長より諮問があった事案		ごとに委員長が指名する3名以内の委員からなる小委員会を置き、委員会にかわって事案に対する助言及びそれに附帯する業務を行う。	得ている)				る)
消費生活センター(都道府県・政令指定都市・市区町村(地方公共団体により名称異なることあり))	行政型	内閣府	昭和40年以降	一般消費者からの消費生活に関わる苦情、問合せ等	斡旋、自主交渉の助言、情報提供等	地方公共団体職員、消費生活専門相談員の資格を持つ者等	534,769件(全消費生活センター合計)	N. A.	地方公共団体の広報誌等	地方公共団体予算	無料
苦情処理委員会(都道府県・政令指定都市・市区町村(地方公共団体により名称異なることあり))	行政型	内閣府	昭和40年以降	消費者から消費生活上の被害を受けた旨の申出のうち、消費生活に著しく影響を及ぼし、また及ぼす恐れがある紛争	斡旋、調停	知事等の付属機関で、学識経験者、事業者代表、消費者代表からなる合議体	N. A.	N. A.	地方公共団体の広報誌等	地方公共団体予算	無料
交通事故相談所(都道府県・政令指定都市・市区町村(157か所))	行政型	内閣府	昭和42年以降	交通事故に関する相談	相談	相談員	133,725件(都道府県・政令指定都市)市町村については統計なし	N. A.	地方公共団体ごとに異なる(未把握)	地方公共団体予算	無料